

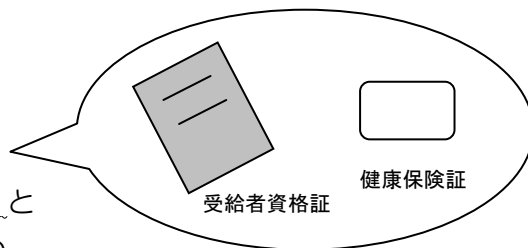
## こどもの医療費支給事業 窓口払い無料化のご案内

平成25年7月1日診療分より、越生町・毛呂山町内の指定医療機関において、医療費（保険診療分）の窓口払いがなくなりました。

越生町では、18歳に達する年度末までのこどもを対象に、医療機関で受診した保険診療による一部負担金等を支給する事業【こどもの医療費支給事業】を行ってきました。これまで医療費の申請には、医療機関の窓口で支払いを一度済ませる必要がありましたが、平成25年7月1日診療分より、医療機関での窓口払いがなくなりました。

### ●診療時には・・・

指定医療機関に受診する際、こどもの医療費受給資格証（黄色）と健康保険証を提示すると、医療費の窓口支払いがなくなります。（受診毎に提示してください）



### ●指定医療機関とは・・・

越生町・毛呂山町内で、町と協定を交わした医療機関です。（裏面の一覧表をご覧ください）指定医療機関には、右記のステッカーが掲示してありますので、ご確認ください。



### ●次の場合は、従来の方法で申請してください

次の場合は、医療機関の窓口での支払いが発生し領収書が発行されますので、従来の方法により、こどもの医療費支給申請書に領収書を添付し健康福祉課へ

申請してください。

- ① 指定医療機関以外での受診。
- ② 医療機関に受診した際、受給資格証と健康保険証を忘れた場合。
- ③ 一医療機関の入院・通院別で一月（ひとつき）の支払いが21,000円以上かかる場合。（窓口での支払いがなく診療を開始し、同月半ばで21,000円以上となった場合、遡って当月分の医療費全てをお支払いいただきます。）

### ●学校・保育所・幼稚園でケガをされた場合・・・

学校・保育所・幼稚園内、通学・通園中のケガによる診療の場合、窓口の支払いが発生します。こどもの医療費制度ではなく、学校等で加入している日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となりますので、ご注意ください。

また、第三者行為による疾病に関わる医療費や、就学援助制度など他の制度を利用できるときは、こどもの医療費制度の対象とはなりません。

- 注1） 保険診療の対象とならない自費分（特定療養費の初診料、薬容器代、健康診断料、予防接種、差額ベッド料、文書料など）は窓口での支払いが発生します。思わぬ支払いが発生する場合も考えられますので、念のため必要な費用を必ずお持ちください。
- 注2） 平成25年6月以前に受診された領収書をお持ちの方は、従来の方法で申請できます。（受診日より5年まで有効）
- 注3） 転出などで越生町での受給資格がなくなった場合は、必ず届出をしてください。その際に受給資格証は子育て支援課へお返しください。
- 注4） 健康保険証の変更、氏名変更、住所変更等こどもに関することで変更が生じた場合は、必ず届出をお願いします。

問い合わせ：越生町役場 子育て支援課子ども担当  
Tel 049-292-3121（内線161・162）